

○「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(以下、「公共サービス改革法」という。)に基づく「公共サービス改革基本方針」(以下、「基本方針」という。)の今次改定に当たり、以下のようなねらいで臨むこととした。

基本方針の今次改定に当たっては、これまでの公共サービス改革の取組を総括した上で、新政権の下における今後の取組方針を明確にするために、その内容を全面的に見直すこととした。

今次改定の特徴としては、三点挙げられる。

- 平成18年7月の公共サービス改革法施行以来、約4年間にわたり公共サービス改革を進めてきた結果、コスト軽減等の面で一定の成果を上げた一方、行政府自らが公共サービス改革に取り組む姿勢等の面で様々な問題や課題も明らかとなってきている。こうした課題を明らかにするとともに、その課題に対する具体的な対応方針を盛り込んでいる。
- 国及び地方公共団体が行う官民競争入札又は民間競争入札（以下、「法に基づく入札」という。）による狭義の公共サービス改革のみならず、より包括的な広義の公共サービス改革にも視野を広げてその内容を構成した。
- 広義の公共サービス改革を推進するため、行政刷新会議の下に「公共サービス改革分科会（仮称）」を設置することについて検討する。

課題と課題に対する具体的方針

(1) 課題

- ① 対象公共サービスの事業規模が小さいこと。
- ② 官民競争入札の対象公共サービスの選定が少数にとどまっていること。
- ③ 多数の余剰人員が生じる可能性のある事業を対象として選定することが難しいこと。
- ④ 安値で落札される場合、対象公共サービスの質の低下等の弊害が生じるケースがあること。
- ⑤ 実施要項の作成等の事前準備の負担が大きいこと。
- ⑥ 政治のコミットメントが弱いこと。



(2) 課題に対する具体的方針

- ① 一定以上のコスト削減が見込まれる規模の大きな対象公共サービスを選定。
- ② 一定数以上の官民競争入札の対象公共サービスを選定。
- ③ 法に基づく入札による公共サービス改革に伴って生ずる余剰人員に対応。
- ④ 安値落札による対象公共サービスの質の低下といった弊害を解消。
- ⑤ 常日頃から民間委託が可能と考えられる公共サービスについて業務フローや費用の分析を行い、当該情報を広く国民に提供できる体制を整えることを求める。
- ⑥ 政治のコミットメントを強化。

22年度の重点方針

1. 対象公共サービスの選定

- ① 事業仕分け、行政事業レビューで民間の活用を選択肢として指摘を受けた公共サービス及び同種の公共サービス。
- ② 事業者の選定において透明性、公正性又は競争性に問題のある公共サービス。
- ③ 国の行政機関等の関与（国の行政機関による指定、国の行政機関等による補助）を通じて特定の公益団体が継続して実施している公共サービスのうち、民間競争入札の対象とし、競争を導入することにより業務の改善が見込まれるもの。
- ④ 人事や予算等の面で官民競争入札の実施が比較的容易と考えられる非公務員型独立行政法人等の公共サービス。
- ⑤ 内閣府特命担当大臣（行政刷新）資料（平成21年12月10日第55回監理委員会）に基づいて選定した対象公共サービスについての範囲拡大。
- ⑥ 第2章第4節4. に掲げた関係組織において問題等を指摘された公共サービス。

2. 民間の取組を参考にした政府調達改革の推進

3. 広義の公共サービス改革に資する諸制度の調査・検討

大臣指示項目の主な成果

- 従来に比べると相対的に規模の大きな対象公共サービスが選定された(従来の対象事業規模は年間300億円台であったのに対し、今次選定では同1,000億円程度となる見込み)。

「1. 霞ヶ関一般庁舎等の施設管理」

- 霞ヶ関一般庁舎、防衛省・自衛隊施設、財務局管理庁舎、税関管理庁舎、国税局管理庁舎等を対象に23年度より民間競争入札の実施 【年間約80億円規模】。

「3. 公物管理」

- 平成23年度以降の民間競争入札の実施。

イ. 道路、河川・ダムにおける発注者支援業務等 【委託金額：600億円】

ロ. 空港施設等の維持管理業務 【委託金額：69億円】

ハ. 国有林の間伐業務 【委託金額：200億円】

ニ. 国営公園の維持管理 【委託金額：90億円】

「5. 米の売買管理」

- 23年度以降の民間競争入札の実施 【委託金額：306億円】

「8. 警察通信関係業務」

- 23年度以降の民間競争入札の実施 【委託金額：261億円】

事業総額
1,526億円※

※事業総額とは、当該分野の民間委託金額の総額であり、民間競争入札に係る委託金額は、この内数である。